

## 役員在任年齢規程

平成20年8月1日制定

第1条 この規程は、社団法人東京電気管理技術者協会（以下「当協会」という。）の常勤役員（職員に準じて勤務する役員及び一週のうち決まった曜日に勤務する者であってこの規程の適用を受ける役員）の在任年齢について定める。

第2条 役員の内在任年齢は、次のとおりとする

会 長	70歳
専務理事	65歳
常務理事	65歳

第3条 役員の内知識及び経験が、当協会の業務運営上特に必要な場合であって、当該役員を例外的に扱うべき理由が、公益法人の適正な業務運営の観点から見ても適切と判断される場合については、前条各号の規定に拘わらず、総会、理事会の承認に基づき、在任期間を延長することが出来る。ただし、この場合においても、会長は75歳まで、専務理事及び常務理事は70歳までとする。

第4条 第2条及び前条の年齢は満年齢とし、任期途中にその年齢に到達する場合は、次の年の総会までとする。

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成20年8月1日から施行する。

## 役員報酬規程

平成20年8月1日制定

### (目的)

第1条 この規程は、社団法人東京電気管理技術者協会定款第17条の規定に基づき、常勤役員（職員に準じて勤務する役員及び一週のうち決まった曜日に勤務する者で本規程の適用を受ける役員）の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

### (報酬の種類及び通勤交通費)

第2条 役員報酬は、年俸とする。

2 前項に定める報酬のほか、役員には、通勤交通費を支給することができる。

### (報酬の決定基準)

第3条 各役員の報酬額は、総会の決議によって定められた総額の範囲内において、その職位、勤務形態等を勘案して、理事会で決定するものとする。

### (通勤交通費)

第4条 役員には、その通勤の形態に応じ、職員の旅費規程の支払基準に準じて、通勤交通費を支給する。

### (報酬の支払方法)

第5条 役員の報酬は、その金額を役員の預金口座への振込みにより支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

### (報酬の支給日)

第6条 役員の報酬は、年俸を月数で割った額を毎月25日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、職員の就業規則に準じて支給する。

(日割計算)

第7条 月の途中で役員に就任したとき、又は月の途中で役員を退任したとき、あるいは死亡したときは、役員報酬は日割り計算で行うものとする。この場合、一円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(補 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年8月1日から施行する。

## 役員退職慰労金支給規程

平成20年8月1日制定

### (目的)

第1条 この規程は、社団法人東京電気管理技術者協会（以下「当協会」という。）役員の退職慰労金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (適用の範囲)

第2条 この規程は、常勤役員（職員に準じて勤務する役員及び一週のうち決まった曜日に勤務する者でこの規程の適用を受ける役員）に適用する。

2 退職慰労金は、役員として円満に勤務し、任期満了、辞任又は死亡により退職した者及び解任された者に支給する。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決により、退職慰労金を減額し、又は支給しないことができる。

(1) 退職に当たり、所定の手続及び事務処理をせず、当協会の事務運営に重大な支障をきたした場合

(2) 退職に当たり、当協会の社会的信用を傷つけ、又は在任中知り得た当協会の機密を漏らし、当協会に損害を与えた場合

(3) 定款の規定に基づき、役員を解任された場合

(4) その他前各号に準じる行為があり、減額又は不支給を適当と認めた場合

### (退職慰労金の算定基準)

第3条 退職慰労金の額は、役員在職期間1月につき、退職した日、又は解任された日が属する年の年俸の12分の1に100分の5の割合を乗じて得た金額（5万円に満たない場合は、5万円とする。）とする。

2 前項の規定による退職慰労金の額は、その職務実績等に応じ、理事会の議決により、20%を限度としてこれを増額し、又は減額することができる。

(在職期間の計算)

第4条 役員の在職月数は、役員就任の月から退職又は解任の月までとする。

2 在職月数は、1月単位とし、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月と計算するものとする。

(再任等の場合の取扱い)

第5条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び常勤役員に任命されたときは、その者の退職慰労金の支給については、引き続き在職したものとみなす。

(遺族への支給)

第6条 役員等が死亡したときは、退職慰労金は、その者と生計を共にする遺族に支給する。

(退職慰労金の支払い)

第7条 この規程による退職慰労金は、完全に引き継ぎ事務が完了した以後、原則として2ヶ月以内にその金額を役員の預金口座への振込みにより支払うものとする。

(端数の処理)

第8条 この規程の定めるところによる退職慰労金の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めのない事項については、理事会において協議し、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年8月1日から施行する。